

随意契約理由書

件名	向洋中学校外壁改修他工事
契約の相手方	溝口建設 株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当
随意契約の理由 今年度実施する向洋中学校での改修工事のうち、夏休みに施工を開始する必要がある便所改修工事の発注を優先し、外壁改修他工事の発注よりも先行しておこなった。 便所改修工事と外壁改修他工事はどちらも年度内に完了する必要があるため、また両工事の仮設や工事区域が重複するため、安全管理・工程管理についての調整を密に行うことが必要不可欠である。限られた工期の中、工事を安全かつ効率的に進めていくためには、便所改修工事を受注した業者に外壁改修他工事を施工させることが望ましい。 以上の理由により、便所改修工事の請負人である上記請負人を本外壁改修他工事の契約の相手方とする。	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 建築課 建築第3係 田中・近藤 (電話番号 078-595-6472)